

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。 ・地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【個人住民税】 ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資料(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に関する証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会 【軽自動車税】 ①自治体内に定置場を持つ軽自動車の車両情報と合わせて、所有者と使用者の管理 ②納税通知書による軽自動車税額の通知 ③原付等のナンバープレートの発行 ④減免申請者への認定と通知 ⑤転入者の保有する車両が、定置場の変更事務をしていない場合の他市町村への通知 【固定資産税】 ①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定 ②固定資産税額の算定 ③納税通知書による固定資産税額の通知 ④固定資産税に係わる証明書の発行 ⑤固定資産課税台帳の照会 【国民健康保険税】 ①国民健康保険税賦課対象者の判定 ②国民健康保険税の算定 ③納税通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ④国民健康保険に係わる証明書の発行 ⑤国民健康保険税課税台帳の照会 【収納・滞納管理】 ①収納に関する事務 徴収簿の作成 督促状や催告書の発送 滞納者から徴収を促すための連絡、納税相談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定 口座振替の登録 ②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行 ③納税に係わる証明書の発行 ④過誤納金の還付に係わる事務
③システムの名称	① 税オンラインシステム、eLtaxシステム、国税連携システム、申告支援システム、Acrocity住民情報システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、国保事務処理標準システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、クレマス滞納管理(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

① 個人住民税課税情報ファイル、軽自動車税課税情報ファイル、固定資産税課税情報ファイル、国民健康保険税課税情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 【情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に掲げる「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第4欄に掲げる利用特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鴨川市企画総務部総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鴨川市企画総務部税務課 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7832(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住登外課税者の登録等、住記ネット照会を行う場合及びAcrocity行政基本システムにマイナンバーを入力する場合において、限られた者により登録作業を行い、誤りを防ぐために限られた者の複数名で確認を行う等の措置を講じている。 これに加えて、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管し、特定個人情報の入手、保管及び廃棄の各段階において、人為的ミスが発生することのない体制を構築しているため。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへアクセスするには、ICカード、ID及びパスワードによる認証により、その権限が限定され、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、人事異動等による権限の見直しについても、確実にやっている。これに加えて、特にパスワードについては、厳重に管理するよう強く周知している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I-5 ②所属長の役職名	—	課長	事前	
令和1年6月30日	IV-1 提出する特定個人情報保護	—	基礎項目評価書	事前	
令和1年6月30日	IV-2 目的外の入手が行われるリ	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-3 権限のない者(元職員、アク	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-4 委託先における不正な使用	—	委託しない	事前	
令和1年6月30日	IV-5 不正な提供・移転が行われる	—	提供・移転しない	事前	
令和1年6月30日	IV-6 目的外の入手が行われるリ	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-6 不正な提供・移転が行われる	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-8 実施の有無	—	自己点検	事前	
令和1年6月30日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和7年5月30日	I-1 ③システムの名称	① 税オンラインシステム、eLtaxシステム、国税連携システム、申告支援システム、家屋評価システム、固定資産情報管理システム、土地台帳データシステム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー	① 税オンラインシステム、eLtaxシステム、国税連携システム、申告支援システム、Acrocity住民情報システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、国保事務処理標準システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)、クレマス滞納管理(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー	事前	再評価実施に伴う変更
令和7年5月30日	I-2 特定個人情報ファイル名称	① 個人住民税課税情報ファイル、軽自動車税課税情報ファイル、固定資産税課税情報ファイル、国民健康保険税課税情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル ② 団体内統合利用番号連携サーバー	① 個人住民税課税情報ファイル、軽自動車税課税情報ファイル、固定資産税課税情報ファイル、国民健康保険税課税情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル	事前	再評価実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第16条	事前	再評価実施に伴う変更
令和7年5月30日	I－4 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」 の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税 関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、 11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、 35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、 61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、 80、84、87、91、92、94、97、101、102、1 03、106、107、108、113、114、115、11 6、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」 の項のうち、第2欄に掲げる「地方税の賦課徴収 に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる 者(情報提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個 人情報の提供を求めることができることとされて いる項(27項) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第2欄に掲げる「国民健康保険料の徴収又は納 入に関する事務」を処理するために第3欄に掲げ る者(情報提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個 人情報の提供を求めることができることとされて いる項(44、45、46の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、2 0、21、22、23、25、28、31、32、33、34、3 5、36、37、38、39、40、43、44、45、47、4 9、50、51、53、54、55、58、59条 (別表第2における情報照会の根拠) 第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 【情報提供の根拠】 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関 係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、 13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、 58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、 84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、 108、115、124、125、129、130、132、137、 138、140、141、142、144、147、151、152、 155、156、158、160、161、163、164、165、 166、167、168、169、170、171、172、173の項) 【情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(特定個人番号利用事務)に掲げる 「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する 事務」を処理するために第3欄に掲げる者(情 報提供者)に対し、第4欄に掲げる利用特定個 人情報の提供を求めることができることとされ ている項(48の項)	事前	再評価実施の伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月30日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成27年6月15日時点	令和7年5月20日時点	事前	再評価実施の伴う変更
令和7年5月30日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成27年6月15日時点	令和7年5月20日時点	事前	再評価実施の伴う変更
令和7年5月30日	Ⅲ－8 人為的ミスが発生するリスク	－	十分である	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年5月30日	Ⅲ－8 判断根拠	－	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住登外課税者の登録等、住記ネット照会を行う場合及びAcrocity行政基本システムにマイナンバーを入力する場合において、限られた者により登録作業を行い、誤りを防ぐために限られた者の複数名で確認を行う等の措置を講じている。 これに加えて、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管し、特定個人情報の入手、保管及び廃棄の各段階において、人為的ミスが発生することのない体制を構築しているため。	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年5月30日	Ⅲ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年5月30日	Ⅲ－11 当該対策は十分か【再掲】	－	十分である	事前	新様式移行に伴う追加
令和7年5月30日	Ⅲ－11 判断の根拠	－	システムへアクセスするには、ICカード、ID及びパスワードによる認証により、その権限が限定され、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、人事異動等による権限の見直しについても、確実に行っている。これに加えて、特にパスワードについては、厳重に管理するよう強く周知している。	事前	新様式移行に伴う追加